

都市の生物多様性～京都での取組に向けて 森本幸裕

要旨

2010年の生物多様性条約 COP10 で採択された「愛知目標」。2050年の自然共生社会の実現に向けて、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するとし、20の個別目標を掲げていましたが、目標は達成できませんでした（GB05）。現在、陸地の30%を保護区に、30年までに生物多様性の損失を実質ゼロ「ノーネットロス」、50年までに20%以上向上するなどの次の10年の目標を検討中です。

また、国連の持続可能な発展（SDGs）の17のゴールと169のターゲットが設定され、環境・社会・経済のすべての目標が関連していて、「誰ひとり取り残さない」という考え方が世界の標準となってきました。京都市では「京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>」と「京都市生物多様性プラン（2021-2030）」が3月に策定されたところです。

生物多様性はこれまで、熱帯雨林やサンゴ礁など原始的な自然の損失「第一の危機」に関心が集まっていました。しかし京都の京松茸や八坂神社大晦日をけら詣りのオケラ、高台寺のキクタニギクなど千年の文化と関わり深い植物の多くは人里のもの。里地里山の自然資源を利用しなくなったことによる「第二の危機」が深刻なのです。

近年は、気候変動に伴う豪雨災害の激甚化が顕著となり、これに対して従来型の対応（グレイインフラ）が却って自然環境に負荷をかけることを認識し、Eco-DRR（自然環境を生かした減災）やグリーンインフラ（生態系を活用した社会基盤や土地利用）が注目をあびています。国交省はグリーンインフラ官民連携プラットフォームを作って推進を開始し、京都市の四条堀川雨庭整備事業は優秀賞を受けました。私が監修した、京都学園大（現：京都先端科学大）太秦キャンパスの雨庭や京都駅ビル緑水歩廊の取り組みは、生物多様性保全に貢献しつつ、豪雨対策や賑わいなどにも貢献できることが評価され、平成29年度の環境・循環型社会・生物多様性白書にも取り上げられたところです。雨庭には危機に瀕する生物の生息環境としての意義があるのです。

現在、侵略的な外来種とも言える（厳密には生物とはいいがたいですが）新型コロナ禍「第3の危機」が大変です。しかし、攪乱が次世代の活力をもたらすのは景観生態学の教えるところ。ポスト・コロナ禍は温暖化という未曾有の「第4の危機」に対して、人と自然の健康を第一に考える自然共生の社会のデザインが課題だと考えています。ぜひ、皆様も知恵と工夫で京都の本来の植物文化を継承することにご関心をお願いします。